

[ 印章省略 ]

平成 29・11・28 評基認 004 号

平成 29 年 11 月 30 日

ISO/IEC 17025:2017 の発行に伴う計量法校正事業者登録制度 [JCSS 及び  
国際 MRA 対応 JCSS] の認定センター (IAJapan) の移行方針について

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 山崎 京子

日頃より弊センター業務への御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊センターにおきましては、「ISO/IEC 17025:2017 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」の発行に伴い、標題の計量法校正事業者登録制度における登録基準及び認定基準を、これまでの ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 に移行することについて、「移行方針」を定めましたので、公表いたします。

弊センターにて ISO/IEC 17025 を登録基準又は認定基準として、JCSS 登録若しくは JCSS 認定を取得した校正事業者（以下「既登録・認定事業者」という。）におかれましては、登録又は認定を継続して希望される場合、移行期限までの対応をお願いいたします。

また、新たに申請を予定される校正事業者におかれましては、以下の方針に従った申請をお願いいたします。

#### 1. 経緯

校正事業者の登録基準及び認定基準である ISO/IEC 17025:2005 の発行から約 12 年経過し、改正版である ISO/IEC 17025:2017 が発行されます。

また、APLAC（アジア太平洋校正所認定協力機構）の MRA（国際相互承認）評議会において、ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行期間は 3 年間とすることが妥当であることが合意され、ILAC（国際校正所認定協力機構）において、校正事業者の認定は、移行期間を 3 年とすることが決議されております。

この決定を受けまして、弊センターとしての移行方針を以下のとおりとします。

## 2. 認定センター（IAJapan）移行方針

### （1）移行期限

移行期限は、ILAC/APLAC の決議などに基づき、平成 29（2017）年 11 月 30 日から 3 年後の平成 32（2020）年 11 月 30 日までとします。既登録・認定事業者で、平成 32（2020）年 12 月 1 日より ISO/IEC 17025 の登録及び／又は認定を継続して希望される校正事業者におかれましては、移行期限までに、ISO/IEC 17025:2017 の要求事項に適合していることが求められます。

### （2）新規申請について

ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした校正事業者に関する新規申請は、平成 29（2017）年 11 月 30 日からの申請より適用します。

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした校正事業者に関する申請は、平成 30（2018）年 5 月 31 日まで受け付けます。

### （3）既登録・認定事業者に係る移行について

既登録・認定事業者には、計量法施行規則第 91 条 5 号に定める「計量法の校正等の実施の方法を定めた書類」について、新しい国際規格に整合するための確認と改正の作業を行い、完了後遅滞なく（30 日以内に）記載事項変更届を提出してください。

なお、登録事業者の記載事項変更届の提出期限は、平成 29（2017）年 11 月 30 日から平成 30（2018）年 11 月 30 日までとします。

ISO/IEC 17025 の登録及び／又は認定の継続を希望される既登録・認定事業者におかれましては、ISO/IEC 17025:2017 を登録基準又は認定基準とした、同規格のすべての要求事項への適合状況を、登録（更新）審査、定期検査（全項目検査）又は計量法に基づく立入検査によって移行期限までに確認させていただきます。

なお、ISO/IEC 17025:2005 を登録基準又は認定基準とした登録（更新）審査又は定期検査（全項目検査）を申し込むことができる期間は、その後の登録（更新）審査又は定期検査（全項目検査）の間隔を考慮し、平成 30（2018）年 11 月 30 日までに現地審査（検査）を終了する案件までとします。

### 3. 移行スケジュール

平成 29 (2017) 年 11 月 30 日

ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした弊センターの「JCSS 登録の一般要求事項 (JGRP21)」を施行 (予定)。

※ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とする新規申請並びに ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行の定期検査申込書の受付開始。

平成 30 (2018) 年 5 月 31 日

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした申請期限。

平成 30 (2018) 年 11 月 30 日

ISO/IEC 17025:2005 を登録基準及び／又は認定基準とした現地審査 (検査) 又は立入検査期限。

平成 32 (2020) 年 11 月 30 日

既登録・認定事業者の ISO/IEC 17025:2017 を登録基準及び／又は認定基準とした登録及び／又は認定への移行完了。

### 4. 移行についての留意点

- (1) 既登録事業者 (JCSS 登録) に対しましては、移行期限までの適切な時期 (平成 32 (2020) 年 8 月 31 日をめどとする) の登録 (更新) 審査又は立入検査により、ISO/IEC 17025:2017 への適合状況を確認します。

既認定事業者 (国際 MRA 対応 JCSS 認定) に対しましては、ISO/IEC 17025:2017 への移行に関する特別な審査の実施をお願いするものではありません。弊センターは、移行期限までに実施する登録 (更新) 審査又は定期検査 (全項目検査) で ISO/IEC 17025:2017 への適合状況を確認します。

- (2) ISO/IEC 17025:2017 への適合を確認した後、認定継続通知又は立入検査結果通知及び ISO/IEC 17025:2017 に適合している旨を記載した新たな認定証を発行いたします。なお、移行期限までに ISO/IEC 17025:2017 への適合が確認できない場合は、登録又は認定を継続できませんのでご了承ください。

- (3) ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行に伴う変更点につきましては、今後、弊センターより公表される「JCSS 登録の一般要求事項 (JGRP21)」等をご確認ください。なお、変更届の対象である書類の変更を行った場合は、変更届によるご提出をお願いいたします。

以上

<参考>移行スケジュール表

登録 (認定) 基準	H29. 11. 30 (2017) ▼	H30. 5. 31 (2018) ▼	H30. 11. 30 (2018) ▼	H32. 11. 30 (2020) ▼
ISO/IEC 17025:2017	←新規申請、移行審査（又は検査）申込受付開始			
	移行審査（又は検査）に係る適合確認（継続の決定）はここまでに→			移行完了
ISO/IEC 17025:2005	新規申請はここまでに→			
	現地検査はここまでに→			